平成２９年（フ）第５３４号
堺市西区浜寺船尾町西２丁273番地21
破産者　北田　耕一
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７１２号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番23―606号
破産者　山田　正子
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７４８号
堺市美原区北余部西１丁目１番５―205号
破産者　桃山　高治
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
神戸市北区西大池２丁目７番101―603号、開始決定時の住所神戸市北区東大池２丁目21番１号
破産者　山脇　利昭
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１８号
神戸市北区唐櫃台２丁目25番１―307号
破産者　平原　伸二
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２５号
兵庫県三田市友が丘３丁目22番地８、従前の住所大阪市福島区鷺洲２丁目12番29号　マ・メゾン鷺洲５Ａ
破産者　橋場　　健
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２７号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目25番10号、開始決定時の住所神戸市垂水区桃山台５丁目1010番地の16
破産者　元津　和典
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５５号
兵庫県西宮市甲子園六番町15番20―303号、開始決定時の住所兵庫県西宮市枝川町１番148―511号（前々住所）兵庫県姫路市砥堀991番地１（サニーパレス306号）
破産者　コンチネンタルグラフィックスことペイント工房一休こと　岩瀬　淳一
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６６号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目48番地の３、前住所大阪府豊中市利倉２丁目21番25号
破産者　ノザキ金属製作所こと　野崎　　守
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５１号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目５番４号　石川文化101号
破産者　三浦　義雄
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８号
広島県広島市安佐南区中須１丁目１番12―1104号
破産者　阿保　　悟
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８３号
北九州市門司区大里東４丁目13番30―111号
破産者　桃原　幸平
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５３６号
北九州市八幡西区清納１丁目１番41号
破産者　大庭　弘光（旧姓椎葉）
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９４号
熊本市中央区本荘町677番地９　本荘マンション15号、前住所熊本県八代市本野町936番地１（102）
破産者　久保田　誠
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８号
鹿児島県鹿屋市輝北町市成4366番地１
破産者　森　　静馬
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
北海道岩見沢市北５条西13丁目１番８号、開始決定時の住所北海道岩見沢市８条西20丁目１番地３　８条西グランドハイツ410号
破産者　田中　　大
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６６号
青森県上北郡おいらせ町青葉８丁目140番地1808　アドモＣ
破産者　田口　真紀
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部